
あなたのための、みんなのための制度です。

自賠責保険・共済制度 ミニガイド

平成18年4月1日 保険料・掛金改定のご案内



自賠責保険・共済って、なあに？

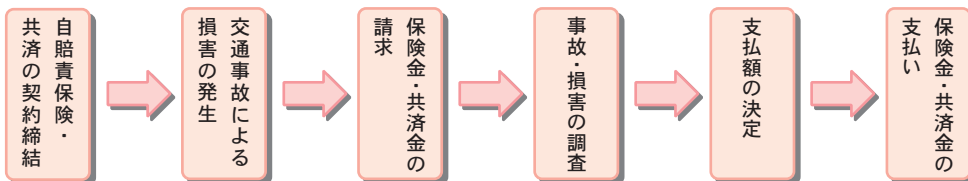
自賠責保険・共済は、原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車の保有者に対し、自動車1台ごとに加入が義務づけられている強制保険です。事故が発生したときに被害者への基本的な対人賠償を保障するとともに、加害者の賠償責任を担保する役割を果たしています。

※原付を含むすべての自動車は、自賠責保険・共済に加入せず運行してはならないと自動車損害賠償保障法(自賠法)で義務づけられています。

● 損害の範囲・支払限度額表

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料等	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき 最高4,000万円まで 随時介護のとき 最高3,000万円まで 後遺障害の程度により 第1級 最高3,000万円まで～第14級 最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人及び遺族)	最高3,000万円まで
死亡に至るまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

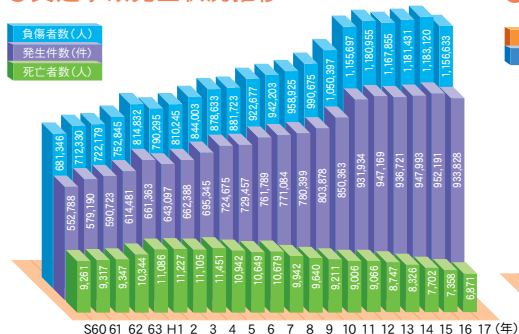
● 保険金・共済金の支払いまでの流れ



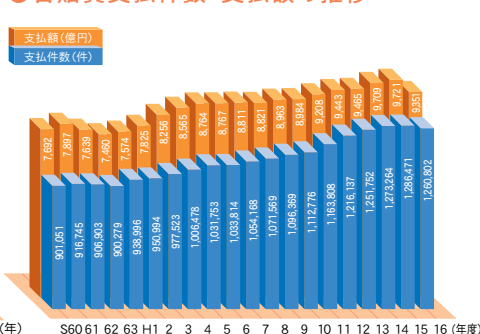
交通事故発生件数は、この10年で23%増加しました。

平成17年の負傷者数は、約116万人に達しています。平成16年度の自賠責支払額は9,351億円となっています。

● 交通事故発生状況推移



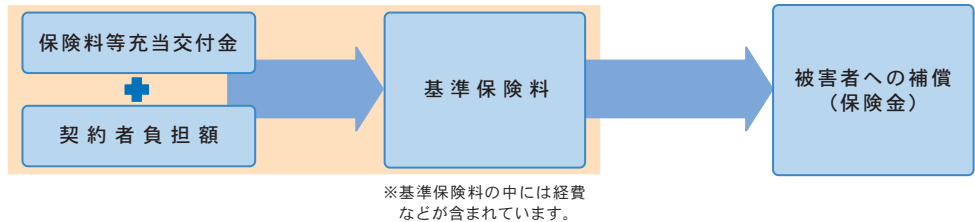
● 自賠責支払件数・支払額の推移



自賠責保険料・掛金って、どう決まるの？

過去の事故の実績から今後発生する事故に支払う保険金を予測して保険料（基準保険料）が算出されています。公共性の高い自賠責保険・共済は、自賠法に基づき利潤が認められず、できる限り低い保険料・掛金で設定されています。

●保険料と保険金

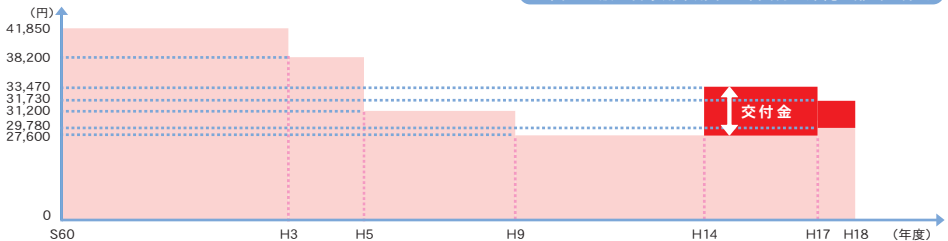


保険料等充当交付金（交付金）とは、

平成14年度の制度改革（政府再保険制度の廃止等）により、過去の累積運用益約1兆700億円を原資として、政府から契約者に対して、平成14年度から平成19年度までの6年間で還元されるものです。ただし原付は、政府再保険制度が適用されてなかったため交付金の対象外です。

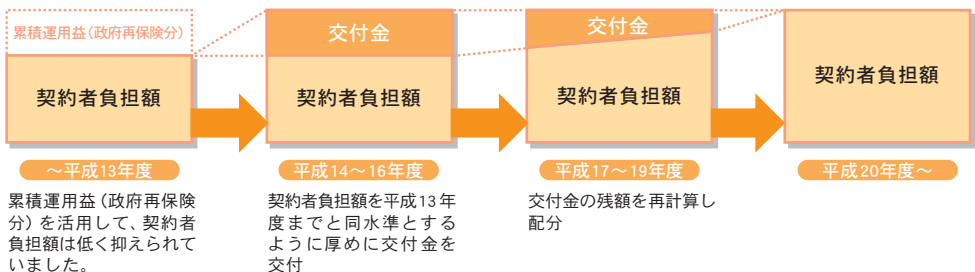
●自賠責保険料の推移

※図の金額は自家用乗用車2年契約、沖縄・離島を除く



自賠責支払件数や支払額は増加傾向にあるものの、累積運用益等を活用して、保険料は低く抑えられていました。平成14年度の制度改革時に、保険金の支払いと保険料が均衡するように保険料を見直し、引き上げとなりましたが、引き上げられた部分に対して交付金を交付することにより、契約者負担額を低く抑えてきました。

●平成14年度制度改革時に決められた契約者負担額変更イメージ

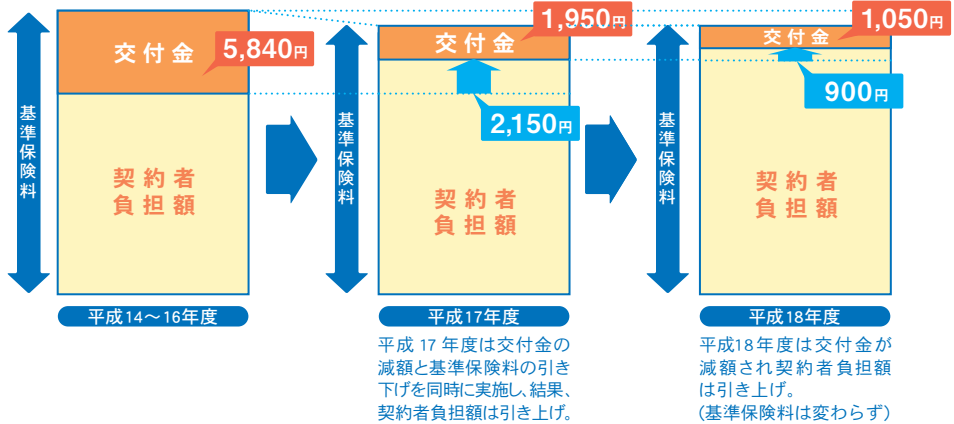


※民間の累積運用益は、引き続き、契約者負担額を低く抑えるため活用しています。

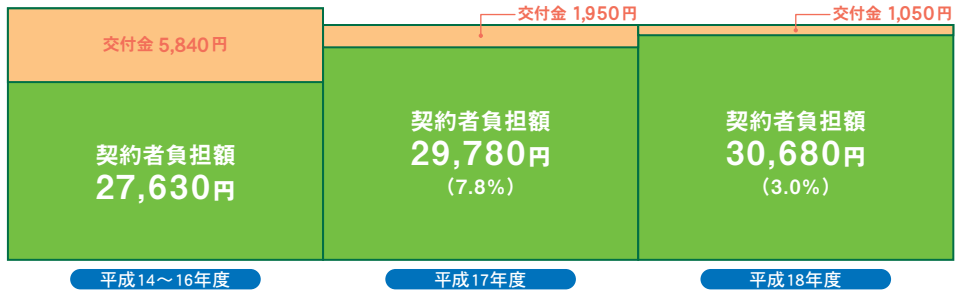
自賠責保険料・掛金は、どう変わるの？

交付金は平成17年度から段階的に減額することで、契約者負担額の急激な増加を抑えて、交付金廃止後のユーザー負担感を小さくするように残額を再計算し配分することとされました。

●自賠責保険料の改定内容の流れ(※図の金額は自家用乗用車2年契約、沖縄・離島を除く)



●契約者負担額の推移(※図の金額は自家用乗用車2年契約、沖縄・離島を除く)



上記の額は自家用乗用車2年契約(沖縄・離島を除く)の例で、用途や車種により、契約者負担は異なります。(括弧内は対前年度比契約者負担額引き上げ率)

なお、交付金は還元期間が終了する平成19年度まで、交付金の残額に応じて変更される予定です。

引き続き、交付金の還元等により契約者負担額は低く抑えられています。

みなさまのご理解をよろしくお願いいたします。



社団法人 日本損害保険協会



有限責任 中間法人 外国損害保険協会

